

平成18年度第2回都市計画公聴会の公述人の意見に対する考え方

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関するものに対しての大阪府の考え方は、次のとおりです。

東部大阪都市計画区域区分の変更
東部大阪都市計画用途地域の変更

公述人	意見の概要	意見に対する大阪府の考え方
B	<p>市街化調整区域内であれば、開発ができないと楽観しておりましたが、同区域内であってもガソリンスタンドのような沿道サービス施設は建設可能であり、産業廃棄物置場などになるおそれもあると聞きました。</p> <p>このような乱開発を防止し、地権者が協力して土地区画整理事業の施行することが計画的なまちづくりに最もよい手法であると判断しました。</p> <p>同事業を推進するため、市街化区域に編入し、まちづくりの計画に沿った用途地域を指定することにより、新しいまちづくりにふさわしい土地利用を図っていく必要があると考えております。</p>	<p>土地区画整理事業による計画的な市街地形成を図るため、市街化区域への編入を行い、土地利用計画に合わせた用途地域の指定を行おうとするものです。</p>
C	<p>現在、第二京阪道路の沿道にある私どもの土地は、放火や不法投棄が多く、第二京阪道路ができれば、規制や政策が無ければ、大変なことになると感じています。</p> <p>また、土砂災害の防止に対する土地の持ち主の責任や、周辺住民からの草刈の要望等があり、管理している立場からも結構負担がかかります。</p> <p>個人がバラバラで土地利用を考えるより、地元が一体になって、まちづくりを行うことが将来的にいい話だと思い、市街化区域に一体で編入することにより、均整のとれた地域ができることを、私は望んでいます。</p>	<p>土地区画整理事業による計画的な市街地形成を図るため、市街化区域への編入を行い、土地利用計画に合わせた用途地域の指定を行おうとするものです。</p>